

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第42号

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第145号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第2（第15条関係） 下水道事業受益者負担金減免基準			別表第2（第15条関係） 下水道事業受益者負担金減免基準		
該当条項	減免の対象となる土地	減免率(%)	該当条項	減免の対象となる土地	減免率(%)
略			略		
条例第11条第2項第2号（国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者）	企業用財産となっている土地（「企業用財産」とは、国有林野事業特別会計及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく事業の特別会計に属する行政財産をいう。）	25	条例第11条第2項第2号（国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者）	企業用財産となっている土地（「企業用財産」とは、国有林野事業特別会計、 <u>及び</u> 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく事業（ <u>簡易水道事業を含む。</u> ）の特別会計に属する行政財産をいう。）	25
略			略		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。